最終更新日：2019年10月17日

株式会社マネジメントソリューションズ
代表取締役社長 髙橋 信也
問合せ先：管理本部　03-5413-8808
証券コード：7033
https://www.msols.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させ、株主、取引先及び従業員等のステークホルダーに対して社会的な責任を遂行するためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠と考えており、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底により、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2④】
当社は、現状において外国人持株比率が低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳は行っておりません。今後は株主構成の変化等を勘案し、検討してまいります。
【補充原則3－1②】
当社は、現状において外国人持株比率が低いため、コスト等を勘案し、当社ホームページ内の一部情報以外は、英語での情報開示を行っておりません。
【補充原則4－1③】
当社は、現時点では最高経営責任者の後継者計画を明確に定めておりません。今後、後継者計画の具体的な策定については検討してまいります。
【原則4－8】【補充原則4－8①】
当社の独立社外取締役は1名ですが、独立社外取締役は経営陣と頻繁に意見交換を行うなど、現時点において独立取締役としての責務を十分に果たしております。それに加え社外監査役3名を独立役員として届出ており、合計4名の独立役員で経営の監視及び監督は十分機能していると考えておりますが、今後の事業規模拡大に伴い、独立社外取締役の増員を検討しており、2020年1月開催の定時株主総会において新たに1名を選任する予定です。
【原則4－10】【補充原則4－10①】
当社は監査役設置会社であり、独立社外取締役の数は1名で独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておらず、任意の諮問委員会を設置しておりません。しかしながら、当社の取締役会の構成が、取締役4名のうち1名が独立社外取締役、監査役3名全員が独立社外監査役であり、出席者の過半数が社外役員で構成され、取締役会において活発な議論が行われ、平素より適宜情報交換を行っており、統治機能が十分に働いていると考えております。
【原則4－11】
当社の取締役会は、性別や国籍を問わず、豊富な知識・経験・能力を持つ人物を取締役として選任する方針でありますが、結果として社外取締役1名を含む4名はいずれも男性で日本国籍を有しており、ジェンダーや国際性の面を含む多様性の面では課題があり、今後の検討課題と認識しております。取締役会の全体の実効性についての分析・評価は実施しておりませんが、今後の検討課題と認識しております。
【補充原則4－11③】
当社では、社外役員を含む各取締役・監査役の意見等を取締役会の運営に反映し、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後取締役会の実効性に関する分析・評価及びその結果の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 政策保有株式】
当社は政策保有株式を保有しておらず、現在、保有する予定もありません。保有する場合は、中長期的な観点から企業価値の向上に資することを確認の上、実施いたします。
【原則1－7 関連当事者間の取引】
関連当事者との取引が発生する場合は、一般の取引条件と同様の条件とすることを基本方針とし、事業上の必要性、取引条件の妥当性等を慎重に検討し、取締役会にて審議し、承認を得ることとしております。
【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社には企業年金基金制度はありませんが、従業員の資産形成のために企業型確定拠出年金制度を導入しております。
【原則3－1 情報開示の充実】
① 当社はミッション、ビジョンを当社ホームページに開示しております。
② 本報告書の「1．基本的な考え方」をご覧ください。
③ 株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内にて、取締役会から一任を受けた代表取締役が、会社の業績や経済情勢、各取締役の職責及び実績等を総合的に勘案し、各取締役の報酬額を決定しております。
④ 取締役及び経営幹部の候補者については、当社の企業理念を理解し、経営を行うに必要な高い見識や専門性、豊富な経験と実績を有する人物を候補者とする方針です。監査役候補者については、取締役の業務執行の監査を的確かつ公正に行うことができる高い見識、能力、経験を有する人物を候補者としております。
取締役及び経営幹部に不正な行為や会社の信用を損なう行為があった場合や、取締役及び経営幹部としての適性が欠けると判断した場合には、取締役会で審議及び決議することとしております。
⑤ 各取締役・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集ご通知において開示する方針です。
【補充原則4－1①】
取締役会は、法令及び取締役会規程に定められた重要事項等を決定しており、その他の業務執行については、社内規程に基づき権限委譲を

行っております。
【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の選任に際して、会社法が定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に選任するための基準としております。また、企業経営に関し豊富な経験や見識を資質として重視しております。
【補充原則4－11①】
当社の取締役会は、独立社外取締役 1 名を含む計4名の取締役により構成されており、適正な規模であると考えております。取締役の選任については、知識・経験・能力のバランス及び多様性を考慮し選任することとしております。
【補充原則4－11②】
当社の取締役及び監査役の重要な兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。
【補充原則4－11③】
コーポレートガバナンス・コードの原則を実施しない理由をご参照ください。
【補充原則4－14②】
当社の取締役・監査役が求められる役割と責務を十分に果たせるよう、外部セミナーや東京証券取引所提供の「上場会社向けeラーニング」を受講しております。
【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、企業価値の持続的な向上のため、株主・投資家と積極的な対話を行い中長期的な信頼関係を構築したいと考えております。管理本部を窓口とした IR 体制を整備し、年2回の決算説明会を開催するとともに、機関投資家との面談やスモールミーティングを適宜開催しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社ユナイテッドトラスト	1,200,000	21.71
髙橋　信也	858,000	15.52
福島 潤一	229,500	4.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	176,800	3.20
早田 暸子	150,000	2.71
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	147,600	2.67
髙橋 美紀	120,000	2.17
後藤 年成	120,000	2.17
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.1300000	87,529	1.58
STATESTREETBANKANDTRUSTCOMPANY505004	86,391	1.56

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2019年4月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	10 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社や上場子会社を有しておりません。よって、その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません 。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤羽 具永	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤羽 具永	○	―――	赤羽具永氏は、金融、コンサルティング、システム開発業界に精通しており、また、経営者として豊富な経験があり、そこで培われた豊富な経験と高い見識を、当社の経営にいかしていただけると判断し選任しております。また、東京証券取引所が定める独立基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当と会計監査人の連携状況
四半期及び期末決算時において意見交換を行う他、会計監査人が監査を実施した後に開催される監査報告会に監査役及び内部監査部門が同席することにより、三者間で情報共有を図っております。
監査役と内部監査担当の連携状況
監査役と内部監査部門は、定期的に内部監査の実施状況等について共有するとともに、相互に情報交換、意見交換を行うことで内部監査の効率化と相互の連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内田 潤	他の会社の出身者													
木村 稔	公認会計士													
岡 義崇	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 潤	○	―――	内田潤氏は、商社において長い海外経験があるとともに、社長や監査役として、会社経営及び監査業務の経験が豊富であります。そこで培われた豊富な経験と高い見識を当社における監査業務にいかしていただけると判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

木村 稔	○	―――	木村稔氏は公認会計士であり、監査業務やコンサルティング業務を通して培われた豊富な経験と、会計士として、会計・税務に関する高い見識を、当社における監査業務にいかしていただけると判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
岡 義崇	○	―――	岡義崇氏は、商社において長い海外経験や財務責任者としての経験、事業会社での常勤監査役を長年勤めた経験があります。そこで培われた豊富な経験と見識を当社における監査業務にいかしていただけると判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

-

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内で、取締役会から一任を受けた代表取締役が業績や各取締役の管掌業務の成果等を勘案し決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

当社では、管理本部が、社外取締役および社外監査役をサポートしており、適宜連絡をとり、取締役会関係資料の配布やその他調整を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち、社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び業務執行の監督を行っております。

（2）監査役会

当社は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制度を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役3名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

（3）内部監査

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、代表取締役社長が指名する内部監査担当により、年間内部監査計画書に基づき、全部門を網羅するよう内部監査を実施しております。

（4）会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士は、片岡久依氏、木村尚子氏の2名であり、当社に対する継続関与年数はいずれも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業内容から、監査役会設置会社が最適であると判断しております。また、社外取締役1名、社外監査役3名を選任することで、取締役の業務執行に対する牽制及び監視機能の向上を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、10月決算のため、定時株主総会は翌年1月に開催しております。株主総会の日程は、事業年度が10月であるため、集中日に該当しておらず、多くの株主にご出席いただけるよう一般的な行事との重複を避けて開催することを予定しております

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催する予定です。また、個別に機関投資家向けのミーティングを行う予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当該IR専門サイトに各種IR資料（決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、株主総会の招集通知等）を掲載する予定です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「行動規範」を作成し、株主、投資家の皆様へ 会社情報の適時適切な開示による企業の社会的責任を果たすことを規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性 を確保するための体制として、平成28年10月17日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行う予定であります。その概要は以下の通りです。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。

(b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、適切に運用することで、適法かつ効率的な業務運営に必要な内部牽制機能を整備する。

(c) 管理本部をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育体制を構築する。

(d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査担当を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録などの重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

(b) 文書管理部署の管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定例取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

(b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため組織･業務分掌規程等の社内諸規規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 「経営理念」をグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。

(b) 内部監査による業務監査により、グループ業務全般にわたる適正を確保する。

(c) グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、子会社への十分な統制を図る体制を確保する。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

(b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、不利のないよう配慮する。

g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う。

(b) 監査役は、取締役会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

(c) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

i 現状において明らかになった課題･改善点

管理部門の負担が課題となっており、人員の増強、教育の徹底が課題となっております。

j 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

イ 当社の行動規範 、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

ロ 反社会勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する 。

(b) 反社会勢力との取引排除に向けた整備状況

イ 行動規範において「反社会的勢力に対する」姿勢について明文化し、全職員の行動指針とする。

ロ 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部を統括管理部署とし、また、本社に不当要求対応の責任者を設置する。

ハ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

ニ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

ホ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】

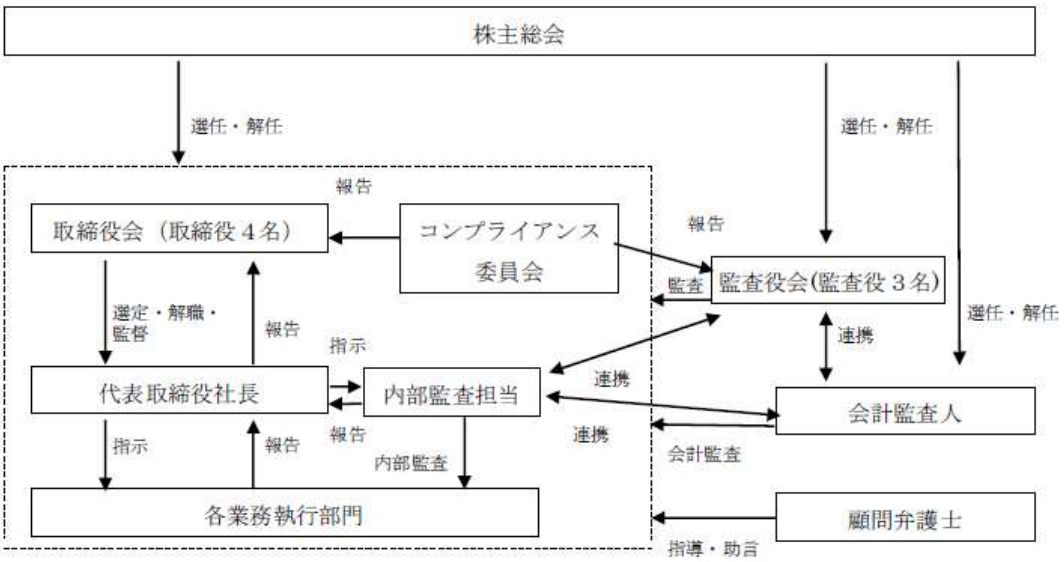

【適時開示体制の概要（模式図）】

ｃ．適時開示手続き

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞

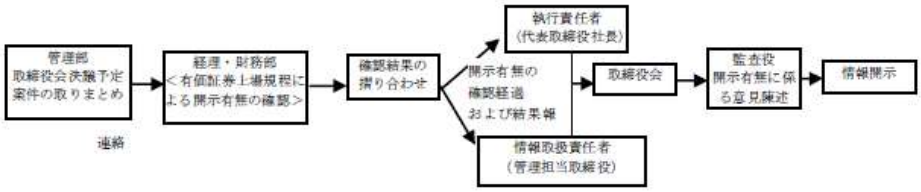

＜子会社の決定事実に関する情報＞

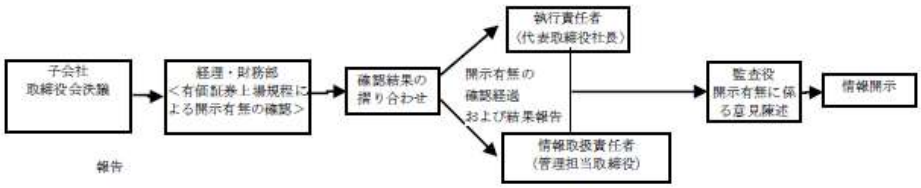

＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

